

○片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱

令和5年3月16日要綱第12号

片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、環境負荷の少ない再生可能エネルギー等の導入を推進し、環境の保全及びエネルギー自給率の向上を目的として、村民が再生可能エネルギー等利用設備を住宅に設置する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、片品村補助金等交付規則（平成23年12月8日規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅とは、自らが居住し、又は新たに居住する戸建ての家屋（店舗、事務所等との兼用の場合は延床面積の2分の1以上が住宅用であること）で、村内に存するものをいう。
- (2) 太陽光発電設備とは、太陽電池の最大出力の合計が10kW未満の住宅用太陽光発電システム（未使用品）であり、個人において電力会社と電力需給契約を締結した上で、低圧配電線と逆潮流有りて連系するものをいう。
- (3) 太陽熱利用設備とは、住宅用太陽熱利用設備（未使用品）であって、給湯、暖房等に使用するものをいう。
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電池システムとは、太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステム（未使用品）、かつ、蓄電容量の合計が1kWh以上であるものをいう。
- (5) 電気自動車充電等設備（普通、V2H）とは、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）のバッテリーを充電する機器（未使用品）又はバッテリーに貯めている電力を、自宅で使えるように充放電する機器（未使用品）のうち、一般社団法人電動車両電力供給システム協議会又は一般社団法人次世代自動車振興センター、若しくはこれと同等以上の性能・品質が確認されているものをいう。

(助成対象者)

**第3条** 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する、又は有する見込みである者。（第9の事業実績報告書提出時までに本村に住所を有する予定である者をいう。）
- (2) 村税等の滞納のない世帯に属している者

(助成の条件)

**第4条** この補助金については、次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 補助金の交付は、対象設備ごとに1世帯につき1回限りとする。
- (2) 事業は、申請のあった年度内に着工し、かつ、当該年度内に工事を完了すること。ただし、当該年度内に完了することができないときで、村長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。

(対象経費及び交付額)

**第5条** 補助の対象経費及び交付額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内とする。ただし、当該助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助の申請)

**第6条** 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手以前に片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

2 申請受付は先着順とし、申請受付期間は受付開始日から同一年度の2月末日までとする。  
（補助の決定）

**第7条** 村長は、補助の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助すべきものと認めたときは、片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

**第8条** 申請者は、補助決定の通知を受けた後において事業の変更又は中止をしようとするときは、片品村住宅用再生可能エネルギー等導入事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により事業の変更を申請しようとするときは、第6に掲げる書類を添付しなければならない。

3 村長は、第1項の規定による事業の変更又は中止の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、事業の変更又は中止を適当と認めたときは、片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業実績の報告）

**第9条** 申請者は、設置事業が完了したときは、速やかに片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付実績報告書（様式第5号）に別表3に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

（交付確定）

**第10条** 村長は、前条の規定による実績報告書を受領した時は、片品村再生可能エネルギー等導入補助金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第11条** 申請者は、前条の規定による確定通知を受けた時には、速やかに片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

**第12条** 村長は、補助請求書を受領した時は、当該書類等を審査し、事業が補助の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに申請者に第5の規定により算出した額を交付する。

（助成決定の取消し）

**第13条** 村長は、交付対象者が虚偽の申請又は不正の行為により補助を受けようとし、又は受けたときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

（協力）

**第14条** 村長は、申請者に対し、必要に応じてデータの提供、再生可能エネルギー等推進のためのアンケートその他の協力を求めることができる。

（補則）

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

区分	対象経費	補助金額
太陽光発電設備	設置費用	太陽電池出力1kW当たり5万円を乗じた金額とし、上限は25万円とする
太陽熱利用設備	設置費用	太陽熱温水器等を設置する場合、設置費用の30%以内とし、上限は5万円とする
定置用リチウムイオン蓄電池システム	設置費用	蓄電容量1kWh当たり5万円を乗じて得た額とし、上限は25万円とする
電気自動車充電等設備(普通、V2H)	導入費用	対象設備の導入費用の10分の4以内とする金額とし、上限は15万円とする

備考

対象経費から、消費税及び地方消費税額を除く。

別表2 (第6条関係)

添付資料
<p>添付書類</p> <p>(1) システムの仕様書(設備の形状、規格等が分かるもの)</p> <p>(2) 施工予定業者が発行する見積書又は契約書の写し(設置費用の内訳が分かるもの)</p> <p>(3) 設置予定場所の位置図</p> <p>(4) システムの設置前の状況を示す写真(システム付住宅は除く。)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>

別表3 (第9条関係)

区分	添付書類
太陽光発電設備	<p>(1) 電力会社との電力需給契約書の写し</p> <p>(2) 対象経費の支払を証する領収書の写し</p> <p>(3) 設備設置状況が分かる写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
太陽光発電設備以外	<p>(1) 対象経費の支払を証する領収書の写し</p> <p>(2) 設置状況が確認できる写真</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

片品村長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付申請書

年度において、標記助成を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり助成を申請します。

1 再生可能エネルギー等 利用設備の内容	種類	
	規模・能力	最大出力 kw
	製造元	
2 設置場所	所在地	片品村
	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 概築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅
3 対象工事費	円 (消費税抜き)	
4 助成申請額	金 円	
5 事業実施期間 (予定)	年 月 日着工 / 年 月 日完了	
6 工事施工業者	名称： 所在地： 連絡先：	

要綱第3条に規定する要件確認のため、私に関する情報を公簿等により閲覧・確認することを承諾します。

年 月 日

氏名

添付書類

- (1) システムの仕様書 (設備の形状、規格等が分かるもの)
- (2) 施工予定業者が発行する見積書又は契約書の写し (設置費用の内訳が分かるもの)
- (3) 設置予定場所の位置図
- (4) システムの設置前の状況を示す写真 (システム付住宅は除く。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様

片品村長

片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付決定通知

年月日付で申請があった片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付について次のとおり決定したので、通知します。

1 再生可能エネルギー等利用設備の内容

2 助成決定額

交付決定額 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

4 交付の条件

- (1) 年度内に工事を着工し、かつ、完了すること。
- (2) 事業の内容を変更又は中止する場合には、村長の承認を受けること。
- (3) 本事業に係る書類を5年間保存すること。
- (4) 取得した財産については、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、適正な運用を図ること。

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

片品村長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付変更(中止)承認申請書

年月日付で交付決定があった標記事業について、片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請内容を変更(中止)したので、関係書類を添えて申請します。

変更内容

変更理由

工事施工期間 変更なし。  
変更あり。( 年 月 日～ 年 月 日)

※金額が変わる場合は新たな工事金額の見積書を添付してください。

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

様

片品村長

片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付変更(中止)承認通知

年月日付で申請のあった片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付の変更(中止)について、次のとおり承認します。

1 変更を承認する事業の内容

2 変更後の助成額 金 円

様式第5号 (第9条関係)

年 月 日

片品村長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付実績報告書

年 月 日付片農建発第 号で助成決定通知があった標記の事業が完了したので報告します。

1 助成決定額 金 円

2 事業完了年月日 年月日

3 添付書類

区分	添付書類
太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> (1) 電力会社との電力需給契約書の写し <input type="checkbox"/> (2) 対象経費の支払を証する領収書の写し <input type="checkbox"/> (3) 設備設置状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> (4) その他村長が必要と認める書類
太陽光発電設備以外	<input type="checkbox"/> (1) 対象経費の支払を証する領収書の写し <input type="checkbox"/> (2) 設置状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> (3) その他村長が必要と認める書類

申請者 様

片品村再生可能エネルギー等導入促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付で完了実績報告書の提出のあった事業について、片品村再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

片品村長 印

1 補助金の交付決定額

交付決定額 円

確定額 円



様式第7号 (第11条関係)

年 月 日

片品村長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金交付請求書

年 月 日付片農建発第 号で交付確定があった標記事業について、次のとおり請求します。

請求額 円

受領方法 口座振り込み。

【補助金振込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座に振り込みをしてください。

金融機関名	(銀行・信用金庫・信用組合) 本店・支店
	農業協同組合 支店
口座種別・番号	普通・当座 NO.
(フリガナ) 口座名義人	

※口座名義人は、申請者（請求者と同じ方）にしてください。

※振り込みを正確に行うため通帳（名義人・番号の部分）のコピーを添付してください。